

## 体育館等使用料

### 【田沢市民体育館・生保内市民体育館・神代市民体育館】

使用目的	昼間使用料		夜間使用料	
	使用時間3時間 まで	使用時間3時間 を超える1時間 ごとに	使用時間3時間 まで	使用時間3時間 を超える1時間 ごとに
体育のための使用	7 円	70 円	1,0 0 円	100 円
会議及び集会等の使用	1, 円	5 円	2,1 円	7 0 円
興業又はこれに類するもの使用	10, 円	3, 円	1, 円	3,7 0 円

### 【田沢交流センター 体育館】

使用目的		基本使用料	追加使用料	備考
体育のために使用	昼間	7 0 円	70 円	1 基本使用料は、使用時間3時間までとする。 2 昼間は午前8時30分から午後5時までとし、夜間はそれ以外の時間とする。 3 追加使用料は、超過1時間ごとに加算する額である。 4 暖房を使用する期間は、それぞれ30%（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）加算する。 5 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。
	夜間	1,0 0 円	100 円	
会議及び集会等の使用	昼間	1, 円	0 円	
	夜間	2,1 0 円	7 円	
興業又はこれに類するもの使用	昼間	10, 90 円	3, 0 円	
	夜間	1, 円	3,7 0 円	

### 【雲然トレーニングセンター】

区分	使用料の額(円)			
	午前9時から 午後5時	午前中のみ	午後のみ	午後5時から 午後10時
興業及びこれに類似する行為のため使用する場合	3, 円	10, 円	21, 0 円	4, 円

### 【勤労青少年ホーム 軽運動室】

午前9時から 正午まで	正午から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	摘要
1, 円	1,9 円	1,9 円	採暖用燃料は、1時間ごとに 200 円とする。

【西木総合健康増進センター(建物施設)・西木林業者等健康増進施設】

区分			使用料の額				
			午前9時 前の時間 1時間につ き	午前9時 ～ 正午	正午 ～ 午後5時	午後5時 ～ 午後10時	午後10時 後の時間 1時間につ き
使用者(利 用者)が入 場料を徴 収しないと き	市外の住民や 団体がアマチ ュアスポーツ 文化的行事に 使用する場 合	児童	200円	400円	600円	800円	200円
		生徒					
	市内外にか かわらず営 利を目的と して催物に 使用する場 合	学生	400円	800円	1,000円	1,700円	500円
		一般					
使用者(利 用者)が入 場料を徴 収するとき	市外の住民や 団体がアマチ ュアスポーツ 文化的行事に 使用する場 合	児童	300円	600円	1,000円	1,600円	500円
		生徒					
		学生	600円	1,000円	2,000円	3,000円	1,100円
		一般					
	その他の催物 に使用する場 合	市外の住民 や団体が営 利を目的と しない催物 に使用する 場合	2,200円	8,800円	11,000円	16,500円	4,400円
		市内外にか かわらず営 利を目的と して催物に 使用する場 合	11,000円	22,000円	33,000円	44,000円	11,000円
使用有料扱いで暖房、放送 設備使用料	暖房使用料(1時間につ き)		660円	放送設備使用料(1時 間につき)		320円	

備考 使用時間に1時間未満の端数があるときは、当該端数を1時間として計算した使用料を徴収する。

予約先・お問合せ先	
田沢市民体育館 田沢交流センター	田沢出張所:0187-43-1351
生保内市民体育館	田沢湖地域センター総合窓口課: 0187-43-1147
神代市民体育館	就業改善センター:0187-44-2402
雲然トレーニングセンター	角館地域センター総合窓口課: 0187-43-3305
勤労青少年ホーム	勤労青少年ホーム:0187-54-3474
西木総合健康増進センター	桧木内出張所:0187-48-2220
西木林業者等健康増進施設	西木公民館:0187-47-3100